



平成10年(1998年)1月12日

姫路市長 堀川和洋様

姫路市特別職報酬等審議会

会長 三輪裕義

議会の議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給料の額の改定について(答申)

平成9年11月10日貴職から諮問のあった標記の件に関し、本審議会は、その重要性に鑑み、慎重に審議を重ねた結果、次の結論を得たので、ここに答申する。

記

報酬等の額

議会の議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給料の額は、平成10年4月1日から次のとおり改定するのが適当である。

議会の議長の報酬月額 863,000円

議会の副議長の報酬月額 779,000円

議会の議員の報酬月額 704,000円

市長の給料月額 1,267,000円

助役の給料月額

1,008,000円

収入役の給料月額

833,000円

わが国の経済について、景気は足踏み状態にあると見られており、不況が長引く中で、先行きに不透明感が一段と広がっている。

このような状況の下、地方自治体においても、税収の大幅な伸びが期待できず、極めて厳しい財政状況が続くものと予想される。

一方、地方分権の流れの中、地方自治の担い手としての地方自治体の役割は一段と重要になってきており、なかでも、中核市の指定を受けて2年近くが経過する本市には、委譲された権限を活かして、急速に進行する高齢化・少子化に対応するきめ細かな保健・福祉施策の推進や個性的で魅力あるまちづくりの実現が求められている。

また、厳しい財政状況を踏まえ、行政改革をはじめとした計画的で効率的な行財政運営に努めながら、中核市にふさわしい都市基盤整備や大規模事業の推進に取り組まれることが望まれるなど、行政の課題はますます高度化、複雑化しており、市民から市政の舵取りを委ねられた特別職の方々には、市民からの量り知れない期待が寄せられている。

当審議会としては、これらの状況に鑑み、議会の議員の報酬及び市長、助役、収入役の給料のあり方について、3回にわたり、慎重に議論を重ねた結果、上記の結論を得た。

特別職各位におかれては、報酬等の改定に当たり、このような環境を充分認識され、市勢発展のためになお一層の精励、努力をされ、今後とも市民の信託に応えられるよう切望してやまないものである。

姫路市特別職報酬等審議会の委員名簿

〔五十音順〕

氏 名	役 職 名
井 上 市 郎	元市議会議員
石 見 地 絵	姫路市連合婦人会 会長
上 野 一 也	姫路市医師会 会長
岡 本 弘 良	連合兵庫西播磨地域協議会 議長
澤 田 恒	弁護士
橋 脇 公 彦	姫路青年会議所 副理事長
福 島 由 規 子	賢明女子学院短期大学 学長
松 下 寛 治	姫路経営者協会 会長
三 輪 裕 義	姫路市連合自治会 会長
米 田 徳 夫	姫路商工会議所 会頭